

第10章 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制および後方医療体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行う。

第1節 医療救護体制【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、後方医療機関等】

1 全体図

